

平成30年度 第7回

魚沼市農業委員会総会議事録

平成30年10月

魚沼市農業委員会

## 別紙 1

## 平成30年度第7回魚沼市農業委員会総会委員出欠表

出席 17名 定員 19名  
欠席 2名 欠員 0名

(委員)

出	欠	席番	氏名	備考
○		1	蕪澤芳子	
○		2	佐藤新一	
	○	3	渡邊正一	
○		4	櫻井信夫	
○		5	大塚和子	
○		6	小幡悦男	
○		7	中澤正規	
○		8	桜井誠	
○		9	森山行雄	
	○	10	森山武郎	
○		11	酒井浩	
○		12	松田敏彦	
○		13	佐藤正喜	
○		14	桑原正文	
○		15	渡邊弘義	
○		16	佐藤廣治	
○		17	富永虎良	
○		18	小西正春	
○		19	上村喜久雄	

(事務局)

出	欠	氏名	備考
○		米山真里	
○		穴沢優子	
○		塩川久	

## 平成30年度 第7回魚沼市農業委員会総会付議事件一覧表

平成30年10月25日

日程	議案番号	付 議 事 件
		開会宣言 13 時 32 分
1		報告事項 会務報告 部会報告
2		議事録署名委員の指名について  15 番 渡邊 弘義 委員  16 番 佐藤 廣治 委員
3	報告第1号 報告第2号 報告第3号	農地法第18条第6項の規定による届出（合意解約） について 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届 出（2アール未満の転用）について
4	議案第1号 議案第2号 議案第3号 議案第4号	農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する 意見について 農地法の適用を受けない事実確認の決定について 農用地利用集積計画の意見決定について
5		その他
		閉会宣言 14 時 37 分

# 平成30年度第7回魚沼市農業委員会総会議事録

平成30年度第7回魚沼市農業委員会総会は、平成30年10月25日魚沼市広神コミュニティセンター3階講堂に招集された。

1. 出席委員は、別紙1のとおりである。
2. 本総会に付議された事件は、別紙2のとおりである。

事務局（米山事務局長）

それでは、時間になりましたので、総会に先立ちまして本日の出席者数をご報告いたします。委員定数19名のうち、欠席の届け出のあった方、整理番号3番渡邊正一委員、整理番号10番森山武郎委員の2名です。出席者数17名で魚沼市農業委員会会議規則第7条の規定による定数に達しておりますので、ただいまから平成30年度第7回魚沼市農業委員会総会を開催いたします。

初めに上村会長から挨拶をいただきます。

（時刻は13時32分）

上村会長  
（挨拶）

## 会 務 報 告

議 長（上村会長）

それでは、日程第1報告事項「会務報告」を議題とします。

事務局（米山事務局長）

主要会務報告、主要会務予定について説明

議 長（上村会長）

続きまして、部会報告をお願いいたします。

第1地区部会は今日欠席ということです。

第2地区部会会長（桑原正文委員）

特にありません。

第3地区部会会長（佐藤正喜委員）

私どももありませんでした。

第4地区部会会長（渡邊弘義委員）

特にありません。

広報部会会長（中澤正規委員）

広報部会も特にありません。

議 長（上村会長）

それでは、ただいま報告事項ということで、事務局長から報告がありました。皆様方から内容について質問・ご意見等ありましたら、お願いいたします。

なお、23日は先ほど会務報告がありましたけれども、全国農業新聞の取材で、全国農業新聞の表紙欄「中山間地域農業委員会の挑戦」に当農業委員会の取り組みが掲載されることとなり取材がありました。山間地での取り組みを取材したいということでしたので、第4地区部会の農地利用最適化推進委員及び農業委員にお願いし取材を受けたということでございます。農業新聞としては、あんまりいい言葉やそういった将来出来ないことまで美しいようなことをいうのではなくて、現状を把握したいということの中で、今のこの山間地の担い手等に対する苦労、高齢化に対する苦労、そういったところを推進委員の皆様方からもお話しいただきました。大変どうもありがとうございました。また、この11月にはぬか釜を使った食育出前授業、中越地区研修会、また農業委員会大会が開催される予定であり、皆様方から出席いただく機会が増えております。毎年恒例ですけれども、この11月はそういった行事が入ってくるということで、非常に忙しい中ではございますけれども、都合をつけていただきご出席をよろしくお願いしたいと思います。

（特になし）

皆様方から特になければ、次に進めさせていただきます。

## 議事録署名委員の指名について

議 長（上村会長）

それでは、日程第2「議事録署名委員の指名」について、会議規則第14条に掲げてありますので指名させていただきますが、議長に一任願えますでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議席番号15番渡邊弘義委員及び議席番号16番佐藤廣治委員の両名を指名いたします。

## 農地法第18条第6項の規定による届出（合意解約）について

議 長（上村会長）

続いて、日程第3報告第1号「農地法第18条第6項の規定による届出」について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（穴沢副参事）

議案書3ページをお願いします。

日程第3報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出について、今月は11件の届出がありました。詳細については事前配付のとおりです。以上です。

議 長（上村会長）

報告第1号について、事務局の説明が終わりました。事前配付ということで、目を通していただけたかと思いますが、内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、お諮りいたします。報告第1号「農地法第18条第6項の規定による届出」について、1番から11番まで届出のとおり承認することによってよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、異議なしと認め、承認することといたします。

## 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議 長（上村会長）

続いて、日程第3報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（穴沢副参事）

議案書の7ページをお願いします。

日程第3報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について、今月は19件受理し、受理通知書を送付いたしました。既に賃借権の設定、認定農業者等へ貸し付けされている農地があります。相続人は市外の方もおいでですが、今後も市内の方が継続して耕作されていくものと思います。以上です。

議 長（上村会長）

報告第2号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

それでは、特にないようですので、お諮りいたします。報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」については、届出のとおり承認することによってよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、届出のとおり承認することといたします。

## 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出 （2アール未満の転用）について

議 長（上村会長）

日程第3報告第3号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出」に

ついて事務局の説明をお願いします。

事務局（塩川副参事）

議案書 9 ページをお願いします。

日程第 3 報告第 3 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出」について、今月の申請は 1 件です。

整理番号 1	申請人	*****		
	申請地	*****	田	124 m <sup>2</sup>
	転用目的	農作業所		

議長（上村会長）

報告第 3 号について、事務局の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特になしですので、お諮りいたします。報告第 3 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出」についての 1 番について、届出のとおり許可することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、許可することといたします。

## 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議長（上村会長）

続きまして、日程第 4 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」について議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局（穴沢副参事）

最初に議案書の訂正をお願いしたいと思います。整理番号 8 番、それから整理番号 9 番の備考欄の地区担当委員のお名前が小西正春となっておりますが、8 番が桜井誠、9 番が渡邊弘義となります。申し訳ありませんが訂正をお願いいたします。それでは、議案書 11 ページをお願いします。

日程第 4 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」について、今月は所有権移転贈与 2 件、売買 5 件、使用貸借権の設定 2 件、合計 9 件です。

整理番号 1 番と 2 番は関連がありますので、まとめて説明をさせていただきます。

整理番号 1	申請地	*****	田	1,421 m <sup>2</sup>
	譲渡人	*****		
	譲受人	*****		
	権利種別	所有権移転	贈与	

整理番号 2	申請地	*****	田ほか 2 筆	合計 2,424 m <sup>2</sup>
--------	-----	-------	---------	-------------------------

譲渡人 \*\*\*\*  
譲受人 \*\*\*\*  
権利種別 所有権移転 贈与

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。譲渡人が自分で耕作することが出来ないことから、耕作者を探していたところ、それぞれの譲受人との贈与の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は大型機械を所有しており、経験年数も十分ありますので、今後とも効率よく耕作をしていくことが見込めると考えます。

整理番号3 申請地 \*\*\*\* 畑ほか1筆 合計 1,809 m<sup>2</sup>  
譲渡人 \*\*\*\*  
譲受人 \*\*\*\*  
権利種別 所有権移転 売買 \*\*\*\*円

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。譲渡人は高齢のため自分で耕作が出来ないことから、耕作者を探していたところ、譲受人との売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は大型機械を所有しており、経験年数も十分ありますので、今後とも効率よく耕作をしていくことが見込めると考えます。

整理番号4 申請地 \*\*\*\* 田 93 m<sup>2</sup>  
譲渡人 \*\*\*\*  
譲受人 \*\*\*\*  
権利種別 所有権移転 売買 \*\*\*\*円

申請の理由は、農業経営の効率化を図るためです。申請地は譲受人の自宅前の道路を挟んだ反対側に位置しており、以前から譲受人が耕作してきた農地であることから、売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は大型機械を所有しており、経験年数も十分ありますので、今後とも効率よく耕作をしていくことが見込めると考えます。

整理番号5 申請地 \*\*\*\* 田 798 m<sup>2</sup>  
譲渡人 \*\*\*\*  
譲受人 \*\*\*\*  
権利種別 所有権移転 売買 \*\*\*\*円

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。譲渡人は自分で耕作ができないことから、耕作者を探していたところ、譲受人との売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は一部大型機械を所有しており、経験年数も十分ありますので、今後とも効率よく耕作をしていくことが見込めると考えます。

整理番号6 申請地 \*\*\*\* 田ほか1筆 合計 1,412 m<sup>2</sup>  
譲渡人 \*\*\*\*  
譲受人 \*\*\*\*  
権利種別 所有権移転 売買 \*\*\*\*円

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。譲渡人の親の所有であった申請地を、既に売買の約束をしておりましたが、所有権移転の申請をしていなかったため、今回譲受人との売買の話がまとまり、申請があった



ものです。譲受人の経験年数は十分ありますので、作業委託等により今後とも効率よく耕作をしていくことが見込めると考えます。

整理番号7 申請地 \*\*\*\* 田ほか6筆 合計1,964㎡  
譲渡人 \*\*\*\*  
譲受人 \*\*\*\*  
権利種別 所有権移転 売買 \*\*\*\*円

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。譲渡人は高齢で耕作が出来ないことから、耕作者を探していたところ、譲受人との売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人の経験年数は十分にありますので、作業委託等により今後とも効率よく耕作をしていくことが見込めると考えます。

整理番号8番と9番は関連がありますので、まとめて説明をさせていただきます。

整理番号8 申請地 \*\*\*\* 田ほか1筆 合計1,163㎡  
貸付人 \*\*\*\*  
借受人 \*\*\*\*  
権利種別 使用貸借権設定 5年間

整理番号9 申請地 \*\*\*\* 田ほか3筆 合計3,285㎡  
貸付人 \*\*\*\*  
借受人 \*\*\*\*  
権利種別 使用貸借権設定 5年間

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。\*\*\*\*との5年間の貸借契約が満了となったため、契約更新のため申請があったものです。申請地には水稻またはソバ等を作付けする予定です。

なお、\*\*\*\*への貸付けということで、\*\*\*\*への貸付けとなりますので、解除条件付きの貸借契約となっております。

以上、整理番号1番から7番は、議案書に記載のあるとおり農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件の全てを満たすと考えます。整理番号8番及び9番につきましては、議案書に記載のあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、農地法第3条第3項各号にある解除条件などが設定されておりますので、要件の全てを満たすと考えます。以上です。

議長（上村会長）

議案第1号について、事務局の説明に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明がありましたらお願いいたします。

小西正春委員

整理番号1番、2番ですが、この件につきましては、今月の初めに2人から電話がありまして、現場に行っていました。他にもこの人たちの田んぼがこの周りがあるので、耕作しても何ら問題はないと思います。

菑澤芳子委員

整理番号3番ですが、\*\*\*\*\*が\*\*\*\*\*ということで、\*\*\*\*\*と現地確認いたしました。畑はきれいに耕作されていました。内容につきましては、事務局の説明のとおりです。周りの方にご迷惑がかかる状況ではありません。

整理番号4番の\*\*\*\*\*には電話で、\*\*\*\*\*とは会って話をしました。快く話がまとまったとのことでした。現地確認しましたが、全て耕作されております。他に迷惑がかかるような状況ではありません。

#### 桑原正文委員

22日に譲渡人の2名の方と会い一応話を伺ってきました。整理番号5番については、\*\*\*\*\*の土地を過去に取得しており、遠方で耕作がなかなかできないということで、今までも第三者に委託をされていたみたいですが、今回近い方に土地を売るといって話がまとまったということです。

整理番号6番については、今事務局の説明したとおりであります。かなり前に売買の約束事ができていたらしくて、たぶん何十年も前だと思いますけれども、なかなか登記ができなくて今回やっと話がまとまったようです。

#### 中澤正規委員

整理番号7番ですが、内容については、事務局の説明のとおりであります。農作業委託者も見つかり、今後耕作は継続可能ということですので、支障ないかと思えます。

#### 桜井 誠委員

整理番号8番ですが、事務局の説明どおり、これからも続けて耕作をやってもらえると思えますので、別段問題ないと思えます。

#### 渡邊弘義委員

整理番号9番ですが、面接と電話で確認を取りました。現地捜査もしました。あとは事務局の説明のとおりです。

#### 議 長（上村会長）

それでは、事務局並びに地区担当委員の説明がひととおり終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

#### 松田敏彦委員

まず1番と2番、これは贈与ということですが、普通であれば売買じゃないかと思われま。実際この受ける方も親戚かどうか分かりませんが、面積的にも結構あるのですが、贈与した理由を教えてくださいということ。それから9番の\*\*\*\*\*ですけれども、前回\*\*\*\*\*は労働者不足で結構解約したところがありますが、今回も結構面積が小さいところを4筆ばかり受けていますが、大丈夫でしょうか。その2点です。

#### 議 長（上村会長）

贈与の関係ということと、\*\*\*\*\*の労働力の件についての質問ですが、先般の状況を踏まえた現在の状況を聞きたいということですが、事務局は分かる範囲で説明してください。

事務局（穴沢副参事）

1番と2番の贈与ですが、譲渡人の方は\*\*\*\*\*をしております、耕作が全くできない状況であり、売買ではなく贈与ということになったと聞いております。

それから、\*\*\*\*\*の件ですが、この契約の前5年間契約をしております、引き続き同じところを契約するという事で最初の申請がありましたが、草刈りの管理だけという話しもありましたので、「これ全部できますか」と聞いたところ、地主さんとの話し合いを再度行い、この結果により調整し申請を受理したという経過です。よろしいでしょうか。

松田敏彦委員

9番の\*\*\*\*\*がそれでやれると言うのであればいいかと思いますが、このやはり1番、2番の贈与というのが、私は腑に落ちない。普通であれば、どんなに安くても贈与では無く売るのではないかなと思います。面積的にも一反歩と二反歩という結構な面積があるので、単純に「自分でできないから贈与するからやってくれ」というのは、私自身腑に落ちないのですが、本人同士がそれでいいということであれば、いいのですが。騙されているのではないかなと少し思ったものですから聞いてみました。

議長（上村会長）

地区担当委員から補足することがあれば発言ください。

小西正春委員

前から田んぼの条件が悪くて、売買というところにならないものだから、こういったかたちになるのかなと思います。贈与でなければ荒らすというようなところですので、何ら問題はないと思います。貰って耕作してくれればありがたいところですよ。

松田敏彦委員

では、場所的には余り良くないということですか。

小西正春委員

細い三角地であるためとても作業効率が悪いところです。

議長（上村会長）

そういった双方の込み入った内容につきましては、地区担当委員も理解をしているようですので、よろしいでしょうか。

松田敏彦委員

はい。

議長（上村会長）

その他、どうでしょうか。

「なし」の声あり。

それでは、特にないようですので、採決に入ります。採決は権利の種類ごとに行います。

まず、所有権移転贈与に関する整理番号1番並びに2番、申請どおり許可してよ

ろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続きまして、所有権移転売買に関する整理番号3番から7番まで、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

次に、貸借権設定に係る使用貸借権設定に関する整理番号8番から9番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」についての、整理番号1番から9番まで、異議なしと認め申請どおり許可いたします。

## 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する 意見について

議長（上村会長）

続きまして、日程第4議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局（塩川副参事）

議案書の15ページをお願いします。

議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、今月の申請は4件です。なお、整理番号2につきましても、議事参与の制限により、後ほどの説明とさせていただきます。

整理番号1	申請地	*****	田	330 m <sup>2</sup>
	農地区分	第三種農地		
	権利種別	所有権移転	売買	*****円
	譲渡人	*****		
	譲受人	*****		
	申請理由	住宅1棟2階建て		
	転用目的	一般住宅建築用敷地		
	判断理由	都市計画法による用途地域が定められているため。		

申請地は\*\*\*\*\*地内の農地です。一般住宅を建築する旨、申請があったものです。

整理番号3	申請地	*****	畑	239 m <sup>2</sup>
	農地区分	第三種農地		
	権利種別	所有権移転	売買	*****円
	譲渡人	*****		
	譲受人	*****		
	申請理由	駐車場（5台分）		
	転用目的	駐車場敷地（5台分）		
	判断理由	都市計画法による用途地域が定められているため。		

申請地は\*\*\*\*\*地内の農地です。自営店舗の来客用駐車場を2台分確保していますが、路上駐車等を解消するため、近くに5台分の駐車スペースを確保する旨、申請があったものです。

整理番号4 申請地 \*\*\*\*\* 畑 57 m<sup>2</sup>  
農地区分 第二種農地  
権利種別 所有権移転 贈与  
譲渡人 \*\*\*\*\*  
譲受人 \*\*\*\*\*  
申請理由 宅地を拡張し、駐車スペース等を確保するため  
転用目的 宅地拡張  
判断理由 農用地区域内にある農地以外の農地であって、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であるため。

申請地は\*\*\*\*\*地内の農地です。国道に面した利便性の良い駐車スペースを確保する旨、申請があったものです。

議長（上村会長）

それでは、最初に事務局から説明があったとおり、2番については最後にさせていただきます。

ただいま、整理番号1番・3番・4番ということで、事務局の説明が終わりました。続いて、地区担当委員の調査・補足説明がありましたらお願いいたします。

佐藤新一委員

整理番号1番ですが、10月22日に双方のお宅にお伺いしました。\*\*\*\*\*は\*\*\*\*\*に入っているそうですので、子供さんからお話を聞かせてもらいまして、地図にもありますが宅地と宅地の間のところの農地ということを確認いたしました。

それと、整理番号3番の\*\*\*\*\*ですが、これも\*\*\*\*\*です。そこに現況は田んぼということですが、畑になっているということで、これも宅地に囲まれているような場所でございます。

整理番号1番と3番ですが、あとは事務局の説明のとおりでございます。

富永虎良委員

整理番号4番ですが、事務局の説明のとおりですけれども、少し補足させていただきますと、本家と分家の間で贈与が行われたわけですが、実際の事を言いますと、\*\*\*\*\*の自宅がある土地に、子供さんの車や自分の車を置いているのですが、半分くらい公道へ乗り出したような状況でした。それではとても人の迷惑になるということで、\*\*\*\*\*からいろいろ相談を受けた経緯がございます。事務局の説明のとおりでございますので、今回この許可を受けた後で公道に迷惑にならないような方法で駐車スペースが出来るのではないかなと思っています。

議長（上村会長）

それでは、事務局並びに地区担当委員の補足説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

それでは、特にないようですので、採決をとらせていただきます。採決は番号順に行います。まず1番について、許可相当に決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、3番について許可相当に決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、4番について許可相当に決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、整理番号1番並びに3番、4番については異議なしと認め、許可相当に決定し、県に進達することにいたします。

続きまして、整理番号2番、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（塩川副参事）

それでは、\*\*\*\*\*におかれましては議事参与の制限により、退席をされます。

（\*\*\*\*\*退室）

整理番号2 申請地 \*\*\*\*\* 田ほか2筆 合計1,970㎡

農地区分 第三種農地

権利種別 所有権移転 売買 \*\*\*\*\*円

譲渡人 \*\*\*\*\*

譲受人 \*\*\*\*\*

申請理由 駐車場（84台分）

転用目的 駐車場用地（84台分）

判断理由 都市計画法による用途地域が定められているため。

申請地は\*\*\*\*\*地内の農地です。\*\*\*\*\*を\*\*\*\*\*に集約したことにより、現在の駐車場だけでは収容台数が不足するため、近隣に駐車場を増設する旨、申請があったものです。

議 長（上村会長）

事務局の説明に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明がありましたらお願いいたします。

佐藤新一委員

整理番号2番ですが、\*\*\*\*\*にお会いできまして、10月18日ですか、譲渡すことに間違いはないということでした。\*\*\*\*\*もわざわざ来ていただきまして、内容をお聞きしました。事務局の説明のとおりで間違いございません。

議 長（上村会長）

それでは、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

佐藤廣治委員

土地勘がないのですが、\*\*\*\*\*というのは、どこにあるのですか。

事務局（塩川副参事）

位置図で説明を申し上げますが、申請図面の\*\*\*\*\*の反対側のところが\*\*

\*\*\*でございます。申請地の隣が\*\*\*\*となっております。よろしいでしょうか。

佐藤廣治委員

\*\*\*\*\*はすぐ近くですか。

事務局（塩川副参事）

すぐ直近でございます。

佐藤廣治委員

駐車場ということで、\*\*\*\*\*に近くなければ意味はないのかなと思い質問しました。

事務局（塩川副参事）

現在の\*\*\*\*\*の敷地内と申しますか、そこに駐車場はあるのですが、\*\*\* \*\*を集約したことで不足になり、この度申請があったものでございます。

佐藤廣治委員

となりの敷地ということなのか。

事務局（米山事務局長）

そうです。申請地の右隣が\*\*\*\*\*です。

佐藤廣治委員

分かりました。

議長（上村会長）

その他、どうでしょうか。

（特になし）

それでは、採決に入ります。整理番号2番につきまして、許可相当に決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、異議なしと認め、整理番号2番につきまして、許可相当に決定し、県に進達することといたします。

（\*\*\*\*\*着席）

## 農地法の適用を受けない事実確認の決定について

議長（上村会長）

続きまして、日程第4議案第3号「農地法の適用を受けない事実確認の決定」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（塩川副参事）

議案書の 17 ページをお願いします。

議案第 3 号「農地法の適用を受けない事実確認の決定」について、今月の申請は 1 件です。

整理番号 1	申請地	*****	田	234 m <sup>2</sup>
	申請者	*****		
	非農地の原因	平成 10 年頃から耕作されていないため、原野化しており農地として復元することが困難なため。		

議 長（上村会長）

議案第 3 号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容について、質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特になしですので、採決に入ります。議案第 3 号「農地法の適用を受けない事実確認の決定」についての整理番号 1 番について、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、異議なしと認め、申請どおり決定いたします。

## 農用地利用集積計画の意見決定について

議 長（上村会長）

続きまして、日程第 4 議案第 4 号「農用地利用集積計画の意見決定」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（穴沢副参事）

議案書の 19 ページをお願いします。

日程第 4 議案第 4 号「農用地利用集積計画の意見決定」について説明させていただきます。これは、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により農用地利用集積計画の意見決定を求めるものです。

利用権（設定）	件数	34 件
	筆数	113 筆
	面積	106,215.29 m <sup>2</sup>

なお、詳細につきましては、事前配付のとおりです。

なお、今月の所有権移転はありません。

利用権設定につきまして、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を全て満たしていると考えます。以上です。

議 長（上村会長）



議案第4号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(特になし)

それでは、特になさいますので、お諮りいたします。議案第4号「農用地利用集積計画の意見決定」については、報告のとおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、異議なしと認め、決定することといたします。

## その他

事務局（米山事務局長）

- ・配付資料について

事務局（穴沢副参事）

- ・10月19日全国農業新聞の掲載記事について
- ・10月20日農業祭の集客状況と協力についてのお礼
- ・11月2日広神東小学校の食育出前授業についての協力依頼
- ・11月9日堀之内小学校PTA親子行事の食育出前授業についての協力依頼
- ・11月22日農業委員会大会出欠について
- ・11月26日農業者年金加入推進研修会・対策会議への参加依頼
- ・1月発行の農業委員会だよりについて

事務局（塩川副参事）

- ・全国農業新聞購読推進について

議長（上村会長）

それでは、本日提案の報告並びに議案それぞれの事項については、慎重審議をいただきました。終了いたしました。ありがとうございました。

(時刻は14時37分)

上記会議の内容は、平成30年度第7回魚沼市農業委員会総会の顛末に相違ないことを認め、署名する。

平成 年 月 日

魚沼市農業委員会

議席番号 番

---

議席番号 番

---